

あなたの大切な家を

「中津川市空き家情報バンク」

「空き家情報バンク」

で活かしませんか？

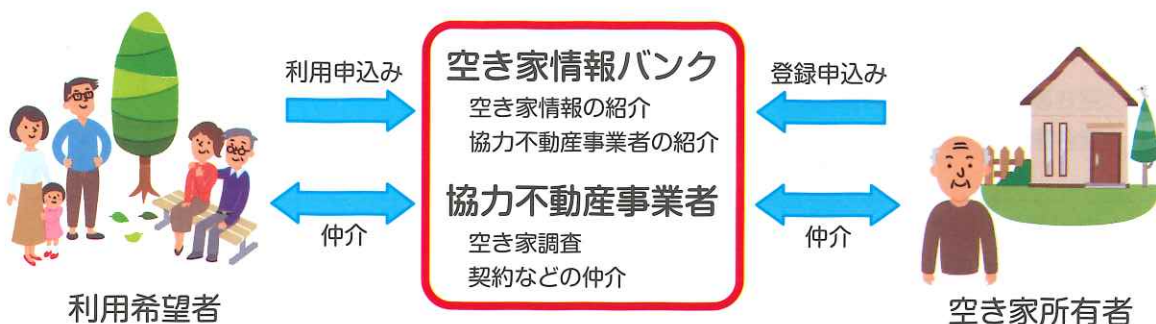
●「空き家情報バンク」とは……

中津川市内の空き家を「貸したい!」・「売りたい!」など、活用したいと考えている方からの情報を、中津川市内で空き家を「借りたい!」・「買いたい!」と考えている方へご紹介する制度で、空き家の有効活用を通して「定住促進による地域の活性化」を目的としています。

※売買・賃貸の仲介は市と協定を結んだ不動産事業者が行います。

※仲介手数料や契約に関する手続きの詳細等については、不動産事業者がお答えします。

※企業等事業所の所有物件は、登録できません。



空き家を放置し続けると、所有者にも地域にも危険が高まります！

建物の崩壊、瓦の落下などにより他人に損害を与えた場合、所有者に過失がなくても、被害者に対し損害賠償する責任を負うことがあります。家は住まなくなると、あっという間に老朽化が進んでしまいます。入居者に管理してもらおう気持ちで登録してはいかがでしょうか？
新たな人が住むことで、地域の活性化にもつながります。



空き家情報バンクについてのお問い合わせ

移住相談・空き家相談窓口 ☎0573-67-8878

火曜日～土曜日（祝日を除く）午前9時00分から午後5時00分まで

中津川市 定住推進課 ☎0573-66-1111

月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

中津川に住もう！HP
空き家住まい情報



空き家情報バンクに登録すると…ちょっとだけイイコト!!

■空き家家財道具等処分費補助事業

空き家の家財道具等を処分し、空き家情報バンクに登録または地域づくり組織で管理する空き家として登録する場合に、費用の一部を補助します。

●補助率1/2 上限額10万円

●補助対象経費

- ・ごみ等の処分や家電リサイクル法に指定された家電製品の処分にかかる経費
- ・仏壇等の撤去や家財の移設にかかる経費
- ・樹木の伐採、草刈にかかる経費 等

【お問い合わせ】 中津川市定住推進課 ☎0573-66-1111

*予算の範囲内で補助します。内容を変更・終了することがあります。

*必要な要件があります。詳しくはお問い合わせください。

●空き家に付随する農地を所有している場合

農地の売買等については、農地法に基づく許可が必要です。詳細は、中津川市農業委員会へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 中津川市農業委員会 ☎0573-66-1111

【空き家についてのお問い合わせ先】



○空き家に関する総合的なこと

空き家の管理に関するご相談がある場合

中津川市防災安全課 ☎0573-66-1111 (内線 162)

○権利関係に関すること

法律に関するご相談がある場合

中津川市内では、毎週木曜日に中央公民館で相談を行なっています。(要予約)

岐阜県弁護士会 ☎058-265-0020

○相続登記に関すること

相続等に関するご相談がある場合

事前予約制で、相談を行なっています。(日時等要お問い合わせ)

岐阜県司法書士会 ☎058-246-1568

○建物の滅失登記・敷地調査・測量に関すること

建物を取り壊す際の建物の登記等に関するご相談がある場合

岐阜県土地家屋調査士会 ☎058-245-0033

○建物の耐震性や安全性に関すること

岐阜県建築士会 中津川支部耐震事務局 ☎0573-65-3848

○不動産取引に関すること

(公社)岐阜県宅地建物取引業協会 東濃支部事務局 ☎0572-55-7218

○建物の除却・解体に関すること (除却届・リサイクル法に関すること)

東濃建築事務所 ☎0572-23-1111 (内線 332)

お気軽にご相談ください!